管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130010	廃棄物処理法の適用除外	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。	市町村による一般廃棄物の処理に伴い副次的に得られた物品（以下「処理副産物」という）のうち、占有者である市町村が有用物と判断して環境の保全上の支障を生じさせない方法で自ら利用するものは、循環基本法及び廃棄物処理法の規定による廃棄物（循環基本法第2条第2項1及び廃棄物処理法第2条第1項）に該当しない循環資源（循環基本法第2条第2項2及び3）であり、市町村の管理のもとで確実に利用が行われるもの（ぞんざいに扱われるおそれのないもの）になるので、廃棄物処理法の適用を受けないこととする。	建設副産物のうち自然由来の汚染土壌の掘削土は従来から道路等の盛土構造物の盛土材として利用されている。この利用方法を準用して、一般廃棄物の処理副産物である焼却灰を占有者である市町村が盛土材として自ら利用するために固化・不溶化し、遮水機能を備えた盛土構造物の中に封じ込めることにより、環境の保全上の支障を生じさせない利用を行うことができる。そして盛土構造物の斜面に太陽電池を設置することによって太陽光発電施設を建設することができる。この事業は第2次循環基本計画が喫緊の課題としている循環型社会と低炭素社会との統合を目指す事業になる。 提案理由 ①汚染土壌の掘削土は金属等の有害物質を含む無価物であり、工事現場から建設副産物として排出される廃棄物に該当しない循環資源である。②一般廃棄物の焼却灰も金属等の有害物質を含む無価物であり、焼却施設から処理副産物として排出された時点では廃棄物に該当しない（該当するものとして確定していない）循環資源である。③循環基本法による循環資源は有価・無価、分野・性状等を問わず、できる限り利用（「自ら利用」を含む）を行うことを基本原則としている。④そして、建設工事の分野では、リスク管理を行う形で金属等の有害物質を含む無価物の利用が行われている。⑤したがって、分野は異なるが一般廃棄物の焼却灰を、占有者である市町村がリスク管理を行いながら有用物（盛土材）として「自ら利用」を行うことは、循環基本法の基本原則に適合する取り組みになる。 代替措置 焼却灰の具体的な利用方法（管理方法を含む）については、利用を行う市町村が条例又は規則等により自主的な規定を定める。	C	－	廃棄物の埋立処分を行う際、廃棄物由来の有害物質の漏出等による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、当該埋立処分場を法による適切な管理下に置いた上で、処理基準に適合した方法で処分が行わなければならない。御提案の固化・不溶化物については、遮水機能を備えた構造物によって封じ込めることを前提としていることから、性状・市場性等の観点から、一般的には、廃棄物に該当すると考えられ、廃棄物処理施設の届出をした上で、廃棄物として処理基準に適合した方法で埋立てを行う必要がある（廃棄物を地中に埋め立てる行為は、廃棄物の処分に該当する。）。 以上のことから、御提案に特区として対応するのは困難である。 なお、廃棄物かどうかの判断については、その物の性状、通常の取扱い形態及び取引価値の有無等を総合的に勘案して判断すべきものであり、地方公共団体において判断されるものである。	右提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。	市町村には憲法が保障している「自治解釈権」と「自治立法権」があります。そして、一般法である廃棄物処理法には「不要物＝廃棄物」という規定はありますが「無価物＝廃棄物」という規定も「廃棄物の処理副産物の加工物＝廃棄物」という規定もありません。また、地方自治法に「国の考え方＝絶対的な考え方」という規定もありません。本提案は市町村の自治事務に関するものであり、市町村が有用物と判断した無価物を自治立法（条例・規則等）の管理下に置き、自ら利用する取り組みになります。したがって、本提案は市町村が自治権を発動することによって国の関与（特区認定を含む）を受けずに実施可能であると判断させていただきます。	E	－	貴見のとおり、廃棄物かどうかの判断については、その物の性状、通常の取扱い形態及び取引価値の有無等を総合的に勘案して判断すべきものであり、廃棄物処理法を運用する地方公共団体において判断されるものである。 なお、廃棄物の埋立処分を行う際は、廃棄物由来の有害物質の漏出等による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、当該埋立処分場を法による適切な管理下に置いた上で、処理基準に適合した方法で処分が行わなければならない。 また、自然由来の汚染土壌の掘削土について、「建設副産物のうち自然由来の汚染土壌の掘削土は従来から道路等の盛土構造物の盛土材として利用されている」とあるが、改正土壌汚染対策法において、自然由来汚染盛土に該当するには一定の基準を満たす必要があり、該当可否は都道府県・政令市の判断となる。				E	－			1010160010	株式会社日本環境カルシウム研究所	神奈川県	環境省
130020	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部（銃器の点検・分解結合等の基本操作）を免除し、受験負担を軽減すること。	（提案理由） ・狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。 ・捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可者に狩猟免許の取得を促していくために、銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についてのみ免除を求めるものである。 ・本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させるために、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者について受験者の負担軽減が必要であることから再提案するものである。 ・免除をするのは試験（検定）の実施視点にかかわらず普遍である基本操作（銃器の点検・分解結合、装填、脱包）であり、実際の猟野で の発砲を想定した試験項目（団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等）については従来どおり実施し、受験者の負担軽減を図る。 ・技能検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格であることから、技能検定の基本操作が満点でなくとも改めて技能の確認は必要ないものと考える。	C	Ⅰ	狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 銃刀法の銃砲所持許可に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。 なお、現実に、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在するため、基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することとなってしまう場合がある。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・本県では、シカ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲等の担い手となる狩猟者の確保が喫緊の課題となっており、そのためには、銃猟の免許試験において、受験者の負担軽減を図る必要がある。 ・免許試験における「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」の操作確認が事故の未然防止と安全確認を進める上で重要なことは認識しているが、銃刀法に基づく鉄砲所持許可者は、実射を行うための基本操作を習得している者であり、基本操作についても、当然修得していると考えている。 ・喫緊の課題である狩猟者の確保という目的達成のため、銃所持許可者に対する銃所持許可の検定と重複する課題についてのみ免除し、安全性は確保したうえで、受験者の負担を軽減するための提案であることを理解いただきたい。	C	Ⅰ	狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 銃刀法の銃砲所持許可に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。 なお、現実に、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然修得していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することとなってしまう場合がある。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・本県では、野生鳥獣による農林業被害が年間約9億円と甚大で、有害捕獲による駆除を実施してはいるが、その担い手不足や高齢化という問題から被害減少には至っておらず、新たな狩猟者、特に銃猟免許所持者の確保が喫緊の課題となっている。 ・そのために、狩猟免許試験における受験者の負担軽減が必要と考え、銃刀法に基づく技能検定や定期的な技能講習で確認されている項目について免除を求めるものであり、銃所持許可者であれば、技術的には問題はないと考える。 ・喫緊の課題である狩猟者の確保という目的達成のため、安全性は確保した上で、受験者の負担軽減措置の提案であることを理解いただきたい。		C	Ⅰ	狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 銃刀法の銃砲所持許可（以下、所持許可という）に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。 また、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然修得していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することとなってしまう場合がある。		1018050	兵庫県	兵庫県	環境省
130030	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。	農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について全部又は一部区域について、特定の鳥獣（シカ・イノシシ）に関し、「わな」による捕獲をすることができることとする。	（提案理由） ・植付直後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による食害等を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これらによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている。 ・猟師の減少・高齢化等により銃猟による十分な捕獲ができない現状に鑑み、また、銃猟による誤射を回避するためにも、区域等を限定して「わな」による捕獲について、一定程度の規制緩和を行うべき。 ・兵庫県では、農家等に狩猟免許の取得を推進しており、被害農家が積極的に捕獲に取り組むためには、一定程度の規制緩和を行うべき。 ・提案の内容は、農林業被害が深刻で県が必要と認める鳥獣保護区内で、特定鳥獣（シカ、イノシシ）を特定猟法（わな）により狩猟する際には、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう当該鳥獣保護区の状況等を十分把握して実施するものである。他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法（わなに限定）を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 ・農林業被害等による鳥獣保護区廃止論もある中、一定の規制緩和を行うことこそが、鳥獣保護区制度の安定的な存続につながる。	C	Ⅰ	御要望の事項は、鳥獣保護区において狩猟期間中に、捕獲許可を受けずに特定の鳥獣を捕獲することについて、その方法をわなに限って可能にするものであると解される。捕獲方法をわなに限ったとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自主的な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。これは、鳥獣の保護を図るという法律の目的を達成するための鳥獣保護区制度の存在意義を失わせるものである。 農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・鳥獣保護区の永続的な設定による安定的な鳥獣保護の推進のために、被害が軽減するまでの期間のみ、特定鳥獣（シカ、イノシシ等）を特定猟法（わな）に限定して狩猟可能とすることを提案しているものである。 ・農林業被害に対して、有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて総合的に推進しているが、山間部での狩猟者の減少により、その取り組みで補いきれない当県の実情に基づき、期間を限って特区制度により対応しようとするものである。 ・あくまでも、安定的、永続的な鳥獣保護の推進のために申請していることを理解の上、再考いただきたい。	C	Ⅰ	御要望の事項は、鳥獣保護区において狩猟期間中に、捕獲許可を受けずに特定の鳥獣を捕獲することについて、その方法をわなに限って可能にするものであると解される。捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。 農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・鳥獣保護区の永続的な設定による安定的な鳥獣保護の推進のため、被害が軽減するまでの間、近隣地域で農林業被害が出ている保護区に限り、特定鳥獣（シカ、イノシシ等）を特定猟法（わな）で狩猟可能とすることを提案しているものである。 ・農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて総合的に取り組んでいるが、山間部での狩猟者の減少等により、その取り組みで補いきれない一部の保護区では、住民等から保護区廃止の圧力が強まっている。 ・全国的にもシカ等による農林業被害を理由に鳥獣保護区の削減が進む中で、保護と捕獲のバランスのとれた鳥獣対策を進めるためにも、本提案について理解いただきたい。		C	Ⅰ	御要望の事項は、鳥獣保護区において狩猟期間中に、捕獲許可を受けずに特定の鳥獣を捕獲することについて、その方法をわなに限って可能にするものであると解される。捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。 農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。		1018060	兵庫県	兵庫県	環境省
130040	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	廃棄物処理法第7条第1項	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。	一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば、「食品リサイクル法」における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて、主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。	（提案理由） ・剪定枝等の廃棄物系バイオマスは薄く広く存在するため、事業を安定的に実施するには、複数市町をまたぐ広域的な取組が不可欠。本提案では、収集運搬事業者と再生事業者の共同責任のもとで、利用先確保まで含めた計画を策定することで、再生利用の取組を担保することとしている。 ・要望に対し、国は、市町村による一般廃棄物の「再生利用指定制度」を活用するよう回答しているが、本県の同制度の導入市町数はごく一部に留まっており、市町との合意形成を図ることが困難な状況である。	C	－	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、再生利用事業計画の認定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置を設けているのは、食品循環資源の排出者である食品関連事業者の責任の下で、利用先確保まで含めた再生利用の取組を担保されるからである。 また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定は、再生利用認定制度に比べてより高度な取組、すなわち、食品関連事業者が再生品を利用して生産された農畜産物等を利用することを条件として、一般廃棄物の収集運搬について規制緩和措置を設けているものであり、排出者の責任の下で、利用先確保まで含めた再生利用が現実的に担保されるものでなければ、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認められない。 なお、貴提案については、市町村と調整の上、再生利用指定制度の活用することにより、速やかに実現することが可能である。 貴県において再生利用指定制度の導入に当たって、貴県がどのような取り組みを行い、どのような支障により同制度の導入が困難であるのか具体的にお示しいただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・再生利用指定制度の活用に関して、市町へ聞取りをしたところ、剪定枝等については、クリーンセンターで適正処理（焼却）を行っている現状から、同制度の活用の必要性は低い状況であった。 ・このため、民間事業者が、剪定枝等の広域収集による堆肥化を目的に、再生利用指定制度を活用しようとしても、県や事業者による調整は非常に困難であり、事業者の要望が実現される可能性は低い。 ・しかし、県としては、国の方針に基づき、地球温暖化の防止や循環型社会の形成のために、バイオマスの利活用を推進することは非常に重要であり、これまでの取組で十分に利活用されていない剪定枝等の利活用が必要と考えている。 ・そこで、食品リサイクル法の特例措置と同様に、民間事業者による自発的な取組を促進する制度を導入することにより、広域的な再生利用の取組を促進したい。	C	－	一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、御提案の特区を実現させたとしても、事業を円滑に実施するためには、関係市町において剪定枝等の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけてもらう等関係市町の協力は不可欠であると考える。このため、特区の活用よりも、まずは、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。 一方、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことができれば、再生利用指定制度を活用することにより、速やかに実現することが可能である。 以上のことから、既存の制度（再生利用指定制度）の活用を御検討いただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・ 一般廃棄物である剪定枝等の再生利用事業を円滑に推進するためには、その必要性について十分な市町の理解を得ることが必要だが、市町内で適正処理が行えている今の状況下では、市町において積極的な取組は行われてない。 ・ そこで、再生利用事業の必要性についての市町の理解を深めるために、特区制度を活用し、食品廃棄物と同様に剪定枝等においても、資源として活用し、再生利用が担保されている場合には、一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする等の特例措置を認める先導的な取組を実施したい。		C	－	現行制度上、一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、複数市町村の区域をまたがる広域的な処理を進めるためには、関係市町村と事業者の調整は重要である。仮に、不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら行政代執行等により支障の除去を行わなければならないといった責任が市町村にあることを斟酌すると、関係市町（特に、他市町の廃棄物を受け入れることとなる市町）の意向を考慮しない制度を設けることにより、かえって関係市町の反発を招くおそれも考えられる。 また、廃棄物処理法に基づく再生利用指定制度を活用することにより、一般廃棄物収集運搬又は一般廃棄物処分業の許可を有さない業者が事業を行う事ができる。 以上のことから、特区として対応することは困難である。		1018070	兵庫県	兵庫県	環境省
130050	発電事業特区	環境影響評価法 第二条第二項及び第三項 環境影響評価法施行令 第一条、第六条、第七条、別表第一	環境アセスメント手続は、環境影響の程度が著しいものとなりうる事業について、開発と環境保全の両立を図るため、予め環境への影響を調査・予測・評価し、環境保全措置（回避・低減・代償措置）を検討することを求め、かつ、それらの情報を公表し、住民の意見提出の機会を与え、さらに自治体や国の意見を事業計画の決定に反映させるもの。また、この手続を通じ、事業計画の検討段階における環境面の配慮を制度的に担保し、よりよい事業計画とするとともに、公衆関与により関係者の理解や受容を促進するものである。 火力発電所に係る環境影響評価の規模要件としては、必ず環境アセスメント手続を行う第一種事業が出力15万kW以上、第一種事業に準ずる規模を有し、環境アセスメント手続を行うか否かを個別に判定することとされている第二種事業が出力11.25万kW～15万kWである。	環境影響評価法「第一種事業」及び「第二種事業」区分の要件緩和	現在、被災地域（岩手県・福島県・宮城県）で、出力15万kW以上の石炭火力発電所の新設・運営を検討しているが、当該3県においては、環境影響評価法の第二条及び施行令第一条で規定される発電所の第一種事業となる出力規模の大幅緩和を願いたい。具体的には、現在は火力発電所は15万kW以上が第一種事業に該当するが、当該地域内においては、100万kW以上とする大幅な要件緩和をするとともに、併せて第二種事業についても、現状の施行令第六条における数値を0.75以上へ緩和願いたい。 国内は、震災以降、原子力発電所の発電機能が喪失し、被災地経済の停滞や火力燃料費の増加に伴う貿易収支が悪化している。当該地域において、LNGよりも経済性に優れた石炭火力を燃料とする新規発電事業を創出することは、貿易収支圧縮と現地雇用確保、国内の総合熱効率改善に大きな効果があるものと考える。	C	Ⅱ	石炭火力発電所等火力発電所の設置事業は、当該事業に伴う環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、排出ガス量、使用冷却水量、敷地面積が大きくなる出力規模を勘案し、かつ環境影響評価法施行までに行われていた、通商産業省省議決定に基づくアセスメントとの継続性を考慮して、出力15万kW以上の規模について、環境アセスメント手続が義務付けられているところである。 規模要件の緩和により、本手続を行わないこととした場合、環境影響の調査・予測・評価や、環境保全措置の検討、地域住民等の関係者からの意見提出等の機会を損なうことによって、環境保全対策が不十分になり、住民の健康や生態系も含めた周辺環境への影響が強く懸念される。 加えて、本提案においては、発電所の設置場所によっては、大気汚染や温排水等、本提案申請自治体の範囲を超えた環境影響が生じる可能性がある。 以上の理由より、本提案について認めることはできない。			C	Ⅱ					C	Ⅱ			1036010	非公表	非公表	環境省 経済産業省